六　平成十七年総務省告示第二十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

［一　略］

二　電気通信業務障害防止区域以外の伝搬障害防止区域

区分	当該伝搬障害防止区域の範囲		
重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と当該防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれ又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートルで示す。）	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）
［一～八　略］	当該防止区域に係る地域の名称		
九　削除			
一〇　削除			

改正前

［一　同上］

二　［同上］

区分	当該伝搬障害防止区域の範囲		
重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と当該防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれ又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートルで示す。）	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）
［一～八　同上］	当該防止区域に係る地域の名称		
九　人命・財産の保護用	(一) 石川県金沢市鞍月一丁目一番（六一・〇）	〇	五〇	石川県金沢市　鞍月一丁目、鞍月東二丁目、南新保町
		〇・五六		
	(二) 石川県羽咋郡押水町字上田外一一ヶ字入会（六六七・六）	〇・九四	五〇	石川県金沢市　南新保町、直江町、割出町、問屋町一丁目、問屋町二丁目、三口町、弓取町、三ツ屋町、大河端町、北寺町、東蚊爪町、大浦町
		二・七二		
一〇　同右	(一) 石川県金沢市鞍月一丁目一番（五六・〇）	〇	五〇	石川県　金沢市　鞍月一丁目、西都一丁目、鞍月東一丁目、西念町、西念三丁目、南新保町、駅西新町一丁
		三・八		